

電気調達業務 仕様書

1. 件名

けいはんなオープンイノベーションセンター（KICK）で使用する電気の調達

2. 需要場所

京都府木津川市木津川台 9 丁目 6 番

京都府相楽郡精華町精華台 7 丁目 5 番 1 けいはんなオープンイノベーションセンター
(KICK) 構内

3. 仕 様

(1) 電気方式、標準電圧、標準周波数、受電方式等

ア 電気方式 交流 3 相 3 線式

イ 標準電圧 (常時電力) 20,000 ボルト
(予備電力) 20,000 ボルト

ウ 計量電圧 (常時電力) 20,000 ボルト
(予備電力) 20,000 ボルト

※計量電力量でもって、従量電力料金を算定するため、供給者の負担により、計量器
が使用可能な状態を維持するものとする。

エ 標準周波数 60 ヘルツ

オ 受電方式 本線・予備線受電 (2 回線受電)

カ 発電設備

(a) 非常用発電設備 1,250 kVA ガスタービン機関発電装置
(b) 常用発電設備 なし

(2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力 (常時電力) 960 kW

イ 契約電力 (予備電力) 960 kW

ウ 予定使用電力量 年間総使用量 2,412,800kWh

(令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日までの使用量見込み)

ただし、実際に契約期間中に使用される使用電力量等はこの値を上回り、又は下回
ることができるものとする。

また、その予定使用状況及び使用実績は次のとおり。

＜各月の電力予定使用量＞

月 分	契約電力 (kW)	最大需要電力(kW)	力率(%)	使用電力量計(kWh)
令和 7 年 12 月分	960	574	100	165,800
令和 8 年 01 月分	960	600	100	178,800
令和 8 年 02 月分	960	646	100	185,200
令和 8 年 03 月分	960	643	100	171,800
令和 8 年 04 月分	960	607	100	132,500
令和 8 年 05 月分	960	557	100	155,900
令和 8 年 06 月分	960	670	100	220,400
令和 8 年 07 月分	960	862	100	274,300
令和 8 年 08 月分	960	773	100	275,800
令和 8 年 09 月分	960	861	100	279,900
令和 8 年 10 月分	960	938	100	226,500
令和 8 年 11 月分	960	493	100	145,900

＜各月の電力使用実績＞

月分	契約電力 (kW)	最大需要電力(kW)	力率(%)	使用電力量計(kWh)
令和 6 年 05 月分	960	557	100	148,469
令和 6 年 06 月分	960	591	100	209,839
令和 6 年 07 月分	960	714	100	261,215
令和 6 年 08 月分	960	704	100	262,607
令和 6 年 09 月分	960	861	100	266,481
令和 6 年 10 月分	960	938	100	215,710
令和 6 年 11 月分	960	428	100	138,875
令和 6 年 12 月分	960	504	100	157,841
令和 7 年 01 月分	960	578	100	170,199
令和 7 年 02 月分	960	646	100	176,288
令和 7 年 03 月分	960	586	100	163,530
令和 7 年 04 月分	960	411	100	126,116

(3) 契約使用期間

令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日まで

(4) 需給地点

別添資料 1 参照（地中引き込み）

(5) 電気工作物の財産分界点

別添資料 2 参照

(6) 保安上の責任分界点

別添資料 2 参照

(7) 検針日及び計量

各月の計量期間は、毎月 1 日の 0 時から当該月の最終日の 24 時までとする。(以下、「計量期間」とする。) 計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(8) 代金の算定期間

代金の算定期間は、計量期間とする。

(9) 力率

ア 供給者は、契約期間において、その月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。

なお、力率割引及び力率割増しを行う場合は、京都府を供給区域とする一般送配電事業者が定める供給約款の規定によるものとする。

イ 力率は、その月の各日の午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第 1 位を四捨五入する。(瞬間力率が進相となる場合には、その瞬間力率は 100%とする。)

平均力率の算定式は原則として次のとおり

$$\text{平均力率 (\%)} = [\text{有効電力量} / \sqrt{\{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2\}}] \times 100$$

ウ 契約期間における当該施設の予定平均力率は、100%とする。

(10) 燃料費等調整

燃料調整費は、京都府を供給区域とする一般送配電事業者が定める供給約款の規定によるものとする。なお、入札価格の算定にあたっては考慮しないものとする。

(11) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

国の定める再生可能エネルギー発電促進賦課金により、料金への反映が必要となった場合は、京都府を供給区域とする一般送配電事業者の供給約款の規定によるものとし、入札価格の算定にあたっては、考慮しないものとする。

(12) 精算金

契約期間中に契約電力を超える電気使用があった場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、供給者は別途、精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定は、京都府を供給区域とする一般送配電事業者の供給約款の規定により算定するものとし、その金額は双方協議の上で決定するものとする。

(13) 支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、公益財団法人京都産業 21 は、供給者が定める供給約款の規定に基づき、その代金を支払うものとする。

(14) その他

契約書、本仕様書及び質疑・回答書に記載なき事項については、京都府を供給区域とする一般送配電事業者の供給約款の規定を参考に双方協議の上で決定するものとする。